

建設工事請負契約書

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工 期 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで 日間

4 請負代金額 一金

〔 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 一金
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、請負代金額に ／ を乗じ
て得た額である。
【 [] の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。 】 〕

5 契約保証金

6 建設発生土の搬出先等 建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり

この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画書の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画書を提出し、その内容を説明しなければならない、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

7 解体工事に要する費用等

この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)解体工事に要する費用、(2)再資源化等に要する費用、(3)分別解体等の方法、(4)再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ記入する。

8 住宅建設瑕疵担保責任保険

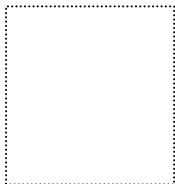
特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第2条第5項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、(1)保険法人の名称、(2)保険金額、(3)保険期間についてそれぞれ記入する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合のそれぞれの建設瑕疵負担割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 住 所 鹿児島県垂水市上町114番地
垂水市
垂水市長 印



受 注 者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印
建設業法許可番号（ ） 第 号